

償却資産入力データパンチ業務委託（単価契約） 仕様書

1. 目的

この仕様書は、固定資産税（償却資産）の賦課に使用する、入力データパンチ業務委託（単価契約）について定める。

2. 委託業務の内容

①入力帳票に記載されたデータをパンチ入力し、USBメモリにより履行場所に納品すること。

②パンチ作業内容については、別添の「パンチマニュアル」のとおり行うこと。

ただし、制度改正等のシステム修正により、年度途中に入力帳票及びパンチマニュアルの追加および修正があることを前提とする。

3. 契約履行時期及び履行期限

委託期間は、契約締結日～令和7年3月31日までとする。

具体的な作業スケジュールについては、協議により定めることとする。

- ・協議は、別添の「作業計画表」に基づき行うこととする。
- ・作業計画表の日程が変更となる場合や作業計画表に記載していないパンチを依頼する場合がありますものとする。

4. 履行場所

岡山県岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市役所分庁舎3階 課税管理課
及び岡山市が指定した場所

5. 数量

別紙「帳票一覧表」のとおり。ただし、数量については、昨年度の実績を参考に作成したものであり、帳票によっては変動する場合がある。

なお、漢字1文字あたりのタッチ数は5.3タッチとする。

6. パンチデータの扱いについて

パンチデータは、USBメモリの故障等で読み込みができない場合に備え、バックアップを残し、岡山市からの指示により直ちに再度納品できる体制を確保すること。

バックアップデータについては、最終納品日から1ヶ月後、確実に消去すること。

7. データ等の帰属関係

委託したデータ及びデータが入力された記録媒体は、すべて岡山市に帰属するものとする。

8. データの搬入について

①納品及び原票の受け渡しについては、受託者社員及び受託者所有の運搬車等において行うこととし、運送会社等への依頼は禁止する。また、運搬時の紛失・盗難等の対策を講ずること。

②入力原票及び入力データについては、一般通信網での転送を禁止する。

9. USBメモリへの記録条件

<USBメモリへの記録条件>

①ファイルフォーマット DOSVフォーマット

(通常のWindowsPCで読み取り可能なフォーマット)

②ファイル形式 テキスト形式ファイル

③レコード区切り 1レコードの最後に改行コード(CRLF)を付加

④フィールド区切り

帳票名	フィールド区切り	備考
償却資産申告書	区切りなし	拡張子はtxtで固定
種類別明細書 (増加資産・全資産用)		
償却資産新規連絡票		
種類別明細書(減少資産用)		
償却資産抹消・変更連絡票		
償却資産納税義務者調査票	カンマ区切り	拡張子はcsvで固定

⑤文字コード ASCII(半角1バイト)

Shift-JISコード(全角2バイト)

⑥ファイル名

帳票名	ファイル名	備考
償却資産申告書	C731C10JMUKEKEP.txt	
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	C732A30JMZEISAIP.txt	1つのデータファイルとして併合すること。
償却資産新規連絡票		
種類別明細書(減少資産用)	C732A30JMGMEISAIP.txt	1つのデータファイルとして併合すること。
償却資産抹消・変更連絡票		
償却資産納税義務者調査票	C736C10JMZANDAKA.csv	

※USBメモリの準備は岡山市側で行い、USBメモリ納品前にはウイルスチェックを行ってから納品すること。

10. データ入力について

パンチの精度を上げるため、エンター・ベリファイ方式により、同じ帳票を二度パンチすること(1度目と2度目で入力する人を換えて、入力を行い2つのデータを突合せ)。ただし、2度目のパンチはタッチ数には含めない。また、岡山市から入力に関しての専用ソフト等の提供は無い。

固定資産税（償却資産）の当初賦課に影響するため、ミスパンチについては、可能な限り0パーセントに近い状態を想定している。具体的には、5,000件に1件未満に抑える。（1件は、1つのカラムではなく、1枚の帳票）

11. 納品について

データ入力作業が終わったら、『データ送付書』の件数に記載されている数とデータ入力した数を比較し、数が同じ場合は、受付件数に「レ」のようにチェックを入れ、数が異なる場合には数を書き込む。累計に数を書き込んだ後、会社名（せん孔責任者）の欄に押印をして、履行場所へ期日・時間厳守で納品する。

12. 委託金の支払いについての注意点

- ① 平均タッチ数は、帳票すべてのカラム数の合計ではなく、あくまで平均的なタッチ数を示している。また、請求する際の1件当たりのタッチ数も平均タッチ数を用いて計算をする。
- ② 件数は、枚数とは異なる。1枚の帳票に複数行の記入がある場合、行数の件数をカウントする。
- ③ 総括票や総括票に綴られている帳票がパンチできない場合は、請求書に件数として計上しないこと。
- ④ 委託金額は完了後払いとし、契約単価に帳票毎の平均タッチ数と件数を乗じて得た額の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満の切り捨て）を支払うものとする。
- ⑤ 受託者のパンチミスにより、生じた補正分（再入力）については請求件数として計上しないこと。

13. テストパンチについて

本業務を初めて履行する受託者については、契約日から履行開始までの間において、テストパンチとして、本番と同様のパンチ作業を行うものとする。テスト回数については、別途岡山市と協議のうえ、決定するものとする。

なお、テストパンチについては委託料は発生しないものとする。

14. 秘密の保持等

- ① 個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- ② 受託者は、受託業務に関して知り得た一切の事実を、第三者に漏洩してはならない。
- ③ 受託作業は原則として岡山市指定場所で行うものとするが、持ち帰り可能作業については委託先を作業場所とする。ただし、個人データの持ち出しに関しては、これを一切禁止する。
- ④ 受託者は、岡山市が特に認めた場合を除き、受託業務の処理に必要なデータ及び資料を複写し、若しくは複製してはならない。
- ⑤ 受託者は、岡山市が特に認めた場合を除き、受託業務の処理に必要なデータ及び資料を他の目的に使用してはならない。

- ⑥受託者は、受託業務の処理に当り常に事故又は災害の防止に努め、事故、若しくは災害、又はセキュリティに関する事案が発生したときは、直ちに岡山市に対し通報して適切な措置をとるとともに、遅滞なく書面をもって報告しなければならない。
- ⑦受託者は、受託業務の処理にかかる磁気記録媒体に記録されているデータの内容を侵す一切の行為をしてはならない。
- ⑧受託者は、受託業務の処理に使用した全ての記録、資料等について、業務終了後すみやかに岡山市に返還しなければならない。
- ⑨受託者は、契約書作成に合わせて、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報等の取扱委託に関する覚書を締結すること。

15. 知的財産権等

本契約履行過程で生じた成果品に第三者の著作権（以下「既存著作権」という。）が含まれている場合は、岡山市が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に関係者の承諾を得ることとし、岡山市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら岡山市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、岡山市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲内で訴訟上の防御を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

16. 再委託等の禁止

- ①業務の全部及び主体部分の再委託の禁止。
- ②業務の一部を再委託する場合は、岡山市に届出を行うこと。

帳票一覧表

別紙

No	帳票名	平均タッチ数			入力データ 件数見込	総タッチ数 見込
		カナ (タッチ)	文字数*5.3 (タッチ)	合計		
1	償却資産申告書	18	0	18	15,000	270,000
2	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	35	53	88	17,000	1,496,000
3	償却資産新規連絡票	45	53	98	18,000	1,764,000
4	種類別明細書(減少資産用)	35	53	88	15,000	1,320,000
5	償却資産抹消・変更連絡票	35	53	88	8,000	704,000
6	償却資産納税義務者調査票	35	0	35	10,000	350,000
合計					83,000	5,904,000